



2008年12月24日発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

「成年後見支援センターだより」

編集責任者 高山 直樹  
〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-48  
ワラシナビル5階  
電話・FAX 0467-85-6660



## 金沢市の地域包括支援センターの話

成年後見支援センター後見委員 弁護士 大石剛一郎

「地域包括支援センター」は、介護保険法の改正にもなつて平成18年4月1日からつくられた機関です。地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などについて、相談を受け、解決に向けて取り組んでいく機関です。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーで構成されています。原則的には市町村が実施主体ですが、非営利法人などにも運営を委託できることになっており、この「委託」の形が多く利用されているようです。中学校区を一つの単位として全国で5,000ヶ所くらい整備する予定になっています。茅ヶ崎にも「委託」の形で現在7か所あります。その中の「ゆず」は、私たちSネットの事務所の隣です。

質的にも量的にもとても多くのことが期待されている「地域包括支援センター」ですが、それにしては、まだまだ予算や人員の確保が十分でないのではないかと、という感が否めない状況です。それでもそんな中でも、めざましく意欲的な取組みをしている「地域包括支援センター」が全国的には結構あるようです。私が知っている所としては、石川県の金沢市、三重県の志摩市、大阪府の寝屋川市などの取組みがあります。「地域包括支援センター」で意欲的な取組みをされている所はどれも、行政との関係・連携がスムーズかつ力強くできている、という印象です。

Sネット・成年後見支援センターでは今年の8月30日に、石川県金沢市の「お年寄り地域福祉支援センターとびうめ」の社会福祉士である中恵美さんに遠路はるばる来ていただき、講演会を開き、とくに「高齢者虐待」に関することを中心にお話を聞かせていただきました。茅ヶ崎の「地域包括支援センター」の社会福祉士さんも多く参加され、盛況でした。

中さんのお話は、具体的な実践の話をいろいろからめて展開しましたが、まとめとして「権利擁護なんて難しいもんじゃなく、シンプルなものなんです。人が暮らしていくことを支える私たちの実践は全部権利擁護なんです。」「本人主体を一貫して考える。権利侵害が実際に起きてしまっている人の目・立場を通して虐待ケースを考える。」と言い切る歯切れの良さ、「見ようとしなければ、見えない(人権意識を持って積極的に関わろうとしなければ、有意義な活動はできないという意味だと思います)」、「たけのこ掘りの達人は地面に芽が出てくる前にさぐりあてる(高齢者虐待もそのようにできることが専門性の行きつくところであるという意味だと思います)。」とまで言う心意気には、「感服」を超えて一種の「すがすがしさ」を感じました。

中さんが別のところで、「困難ケースが来ると、よくぞ私のところに来た、とファイトが湧く。」と言っていたのを聞いたことがあります。私たちの成年後見支援センターもそんな気概でやっていきたいと思っています。

**研修会に参加してみました**

成年後見支援センターの事業のひとつとして、8月30日、金沢市の「お年より地域福祉支援センター（地域包括支援センター）とびうめ」の中センター長に「地域包括支援センターにおける権利擁護実践」と題して講演をしていただきました。

当日は市民の方だけでなく、神奈川県内や遠く茨城県から地域包括支援センターの職員の皆様の参加があり、会場に入りきらないほどの盛況でした。



地域包括支援センター とびうめ 中所長様

前略、先日は夏の終わりの湘南茅ヶ崎に、遠路はるばるお越しいただき、ありがとうございます。講師紹介の時、北陸金沢から御出で下さったとのことで、学生時代に訪れたおしゃれな香林坊や紅ガラ格子の古い町並みよりも、勇壮な冬の日本海を思い出し、ベテランの勇壮な講師を思い描いていましたので中先生を拝見して、まずはその若くて柔らかな印象に驚きました。

そして、講義が進むうちに、外見と異なる（？）理路整然としたよどみないお話ぶりにまた衝撃を受けました。

申し遅れましたが、私は市内某社会福祉法人の居宅支援センターに所属するケアマネジャーです。当日は同じ法人から私を含め7名程の職員が研修に参加させていただきましたが、後日同僚と顔を合わせた時の私達の感想は、「中さんてすごい人だねー。市に一人あんな人がいてくれたらいいのね。それにしても年齢はいくつぐらいなんだろうね」というものでした。失礼ながらそれ程、柔らかな外見とギャップのある、鋭い切れ味のお話でした。

中でも私が最も印象深かったのは、『利用者に関わる“覚悟”』についてのお話でした。おそらく参加していたケアマネジャーや社会福祉士・相談員は、その“覚悟”という言葉に、それぞれが担当する（あるいはしていた）いわゆる「困難ケース」を思い描いたのではないかと思います。なんとびったり当てはまる言葉でしょうか。この現場の最前線にしながら、理論とのフィードバックを常にしていらっしゃる（と推測される）講義の内容は圧巻でした。12月の2回目の講義を楽しみにしています。

ケアマネジャー より

**「秋の夜長の法律相談会」が開かれました**

去る11月26日、午後6時から9時まで当NPO法人後見委員会の3人の弁護士・司法書士が中心となり、市民からの後見に関する相談会を開催いたしました。

4月開所以来、さまざまな市民の皆様が相談に来所されています。さらに昼間仕事をされている方が相談しやすいように、急遽、事業計画にはない法律専門家の相談会を、茅ヶ崎市の高齢福祉介護課の協力を得て開催することになりました。

当日は、後見委員会の4人の社会福祉士も参加し、法律家とペアになり、一人ひとりの生活上の問題をじっくり伺いました。

## NPO法人湘南ふくしネットワークオンブズマン「成年後見支援センター」を見学して

4月にオープンしてから、さまざまな方々が、センターを訪問してくださいました。

9月には「茅ヶ崎看護福祉専門学校」介護福祉学科15名の1年生が授業の一環として見学し、率直な感想をいただきました。

身体に障がいを持つ方や判断能力の低下がある方からの電話相談を受け、一人一人の意見を尊重し解決を行うと聞き、成年後見支援センターの大切さを知った。障がいを持ち、判断の能力が低下していても地域で生活するために、人の支えがあってこそ自立できるのではないだろうか。また制度を知ってもらうために、出前ミニ講座などに出向くなど、行動的な業務だなと思った。

成年後見制度、今まで認知症になった人、なる前の人のみの利用だと思っていたが、知的障がい者や精神障がい者も利用できると知り驚いた。そしてセンターの方は「ご本人がどういう生活を望んでいるかを聞き、その人の願いを叶えられるようにしている」「権利擁護には、その人の願いを叶えることも含まれている」と言っていた。ただ単に相手の気持ちを察して伝えるだけではなく、その希望を叶えることも権利擁護なんだと改めて認識することができた。

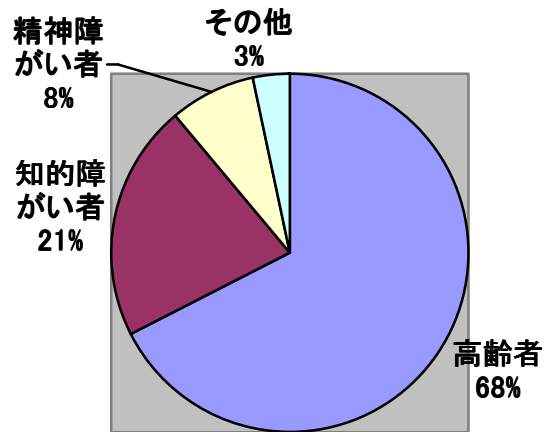
授業で成年後見制度については学んでいたが、センターには行ったことがなかったのでとても良い経験になった。やはり学ぶことと実際に目で見ることは全然違うと思った。相談室はとても入りやすそうで誰でも気軽に足を運ぶことが出来そうだった。制度について資料を読ませてもらった。色々と費用や時間がかかるみたいだけれど、援助が開始されるようになれば認知症や知的障がい、精神障がいのある人にとっては安心して暮らせるようになるサービスだと改めて思った。

成年後見制度の必要性はより高くなっている。しかしまだ知らない人も多いはずだ。無料で支援センターがサポートしてくれるのは安心であるし、弱者を狙った詐欺などが多い現在において安全である。また支援センターは、元々福祉オンブズマンとしての経験があり、より利用者目線で高齢者、障がい者の権利擁護のために活動していると学んだ。

**成年後見支援センター報告**

4月～11月

|               |     |
|---------------|-----|
| 相談件数 (来所)     | 96回 |
| (電話)          | 40回 |
| 相談者件数         | 89件 |
| 自宅・病院など訪問     | 8回  |
| 市役所、家庭裁判所同行   | 5回  |
| 申立て手続き支援      | 6名  |
| 相談事例を関係機関と検討  | 15回 |
| 出前ミニ講座        | 6回  |
| 支援ネットワーク連絡協議会 | 4回  |
| 法人の後見委員会      | 8回  |



**相談してみました**

知的障害のある妹の後見人を引き受けるつもりで、家庭裁判所で書類をもらってきましたが、申立て書類の作り方が分からなくて3年も抱えていました。思い切って支援センターに電話して、見てもらいながら記入したら、半日足らずで完成。無事提出できました。(30代 女性)

一人暮らしの叔母の後見人をしています。最近 認知症が進み、ケアマネジャーからケアホームへの入居を勧められています。叔母は海岸近くのこの家に住み続けたいといっていましたので、その気持ちを大切にしたいのですが、どうしたら実現できるのか悩んでいます。(50代 男性)



**成年後見申立て費用など助成制度が拡充されました**

成年後見の申立てや専門家の第三者に後見人を依頼する場合は、一定の費用負担が伴います。茅ヶ崎市では今まで市長申立ての場合のみ、後見人への報酬に対して助成を行ってきましたが、20年4月からは親族申立ての場合であっても、本人や申立人が生活保護対象者など低所得の場合には、市が申立て費用や後見人への報酬に対して助成することになりました。

詳しくは茅ヶ崎市高齢福祉介護課、障害福祉課、または成年後見支援センターまで！

特定非営利活動法人  
湘南ふくしネットワークオンブズマン  
**成年後見支援センター**

**住所：茅ヶ崎市新栄町13-48  
7ラシビル 5階**

**電話・FAX：0467-85-6660**

**月・水・金の10:00～17:00  
(祝祭日はお休み)**

**お気軽にお電話ください！**

